

総合事業に関する事業所説明会（第2回）資料一覧

- 資料1 「介護予防・日常生活支援総合事業費」明細書の取り消しについて 様式
- 資料2 「介護予防・日常生活支援総合事業費」明細書の取り消しについて 記入例
- 資料3 「介護予防・日常生活支援総合事業費」明細書の取り消しについて（H番号の利用者） 様式
- 資料4 日割り表
- 資料5 サービスコード表

資料 1

大分市

殿

平成 年 月 日

事業者番号										
事業者名称										
連絡先										
担当者										

「介護予防・日常生活支援総合事業費」明細書の取り消しについて(依頼)

下記明細書の請求取り消しをお願いいたします。

保険者番号	4	4	2	0	1	2	被保険者番号	0	0	0	0				
被保険者氏名															
サービス提供年月	平成 年 月分(月提出分)														
区分	訪問型サービス・通所型サービス													10	
	介護予防ケアマネジメント													20	
請求単位数/請求額	単位 / 円														
取り消し理由	02 請求誤りによる実績取り下げ											02及び99の場合理由			
	99 その他の事由による実績取り下げ														

※送付先

〒870-8504
大分市荷揚町2番31号
大分市 長寿福祉課 介護給付担当班
TEL 097-534-6111 (代表)
内線 2201~2203
FAX 097-534-6706

受付	入力

資料2

大分市

殿

平成 年 月 日

事業者番号	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9
事業者名称	ヘルパーステーション 〇〇〇〇
連絡先	097-〇〇〇-〇〇〇〇
担当者	大分 太郎

「介護予防・日常生活支援総合事業費」明細書の取り消しについて(依頼)

下記明細書の請求取り消しをお願いいたします。

保険者番号	4 4 2 0 1 2	被保険者番号	0 0 0 0 9 9 9 9 9 9
被保険者氏名	介護 五郎		
サービス提供年月	平成 29 年 4 月分(5 月提出分)		
区分	<input type="radio"/> 訪問型サービス・通所型サービス		10
	<input type="checkbox"/> 介護予防ケアマネジメント		20
請求単位数/請求額	100 単位 / 900 円		
取り消し理由	<input checked="" type="radio"/> 02 請求誤りによる実績取り下げ <input type="checkbox"/> 99 その他の事由による実績取り下げ		02及び99の場合理由 算定誤り

誤って請求し、国保連より支払決定通知がされている単位数・請求額

※送付先

〒870-8504
大分市荷揚町2番31号
大分市 長寿福祉課 介護給付担当班
TEL 097-534-6111 (代表)
内線 2201~2203
FAX 097-534-6706

受付	入力

資料 3

大分市福祉事務所長 殿

平成 年 月 日

事業所番号										
事業所名称										
連絡先										
担当者										

「介護予防・日常生活総合事業費」明細書の取り消しについて(依頼)
下記明細書の請求取り消しをお願いいたします。

公費負担者番号	1 2 4 4 4 0 1 4	被保険者番号	H	5	0	1						
被保険者氏名												
サービス提供年月	平成 年 月分(月提出分)											
区分	訪問型サービス・通所型サービス											10
	介護予防ケアマネジメント											20
請求単位数/請求額	単位 /											円
取り消し理由	02	請求誤りによる実績取下げ					02及び99の場合の理由					
	99	その他の事由による実績取下げ										

【送付先】

〒870-8504
大分市荷揚町2番31号
大分市福祉事務所 生活福祉課 医療担当班
TEL 097-537-5621(直通)
FAX 097-533-7818

生活福祉課受付	長寿福祉課確認	入力

注)この様式を使用して、介護保険被保険者の請求の取り消しはできません。介護保険被保険者の請求の取り消しは、長寿福祉課の定める様式で長寿福祉課に行ってください。

資料4

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2	
<p>介護予防・日常生活支援総合事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問型サービス(みなし) ・訪問型サービス(独自) ・通所型サービス(みなし) ・通所型サービス(独自) 	開始	区分変更(要支援Ⅰ ⇄ 要支援Ⅱ)	変更日
	区分変更(事業対象者→要支援)		
	区分変更(要介護→要支援)	契約日	
	サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)※1		
	事業開始(指定有効期間開始)		
	事業所指定効力停止の解除		
	利用者との契約開始	契約日	
	介護予防訪問介護の契約解除(月額報酬対象サービスが、訪問型サービス(みなし)、訪問型サービス(独自)の場合)	契約解除日の翌日	
	介護予防通所介護の契約解除(月額報酬対象サービスが、通所型サービス(みなし)、通所型サービス(独自)の場合)	契約解除日の翌日	
	介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居(※1)	退居日の翌日	
	介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1)	契約解除日の翌日	
	介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(※1)	退所日の翌日	
	終了	区分変更(要支援Ⅰ ⇄ 要支援Ⅱ)	変更日
	区分変更(事業対象者→要支援)		
	区分変更(事業対象者→要介護)	契約解除日(廃止・満了日)(開始日)	
	区分変更(要支援→要介護)		
	サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)※1		
	事業廃止(指定有効期間満了)		
	事業所指定効力停止の開始	契約解除日	
	利用者との契約解除		
	介護予防訪問介護の契約開始(月額報酬対象サービスが、訪問型サービス(みなし)、訪問型サービス(独自)の場合)		
	介護予防通所介護の契約開始(月額報酬対象サービスが、通所型サービス(みなし)、通所型サービス(独自)の場合)	サービス提供日の前日	
	介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居(※1)	入居日の前日	
	介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始(※1)	サービス提供日(通い、訪問又は宿泊)の前日	
	介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入居(※1)	入所日の前日	

※1 ただし、利用者が月の途中でほかの保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者がほかの保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。
 なお、保険者とは、政令市又は広域連合の場合は、構成市区町村ではなく、政令市又は広域連合を示す。

※2 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。

1. 大分市訪問型サービス(国基準型・旧来の介護予防訪問介護相当・みなし指定)サービスコード表(案)

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			算定単位
		種類	項目	合成単位数	
A1 1111	訪問型サービスⅠ		1,168単位		1月につき
A1 1113	訪問型サービスⅠ・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供者を配置している場合 × 70%		818	
A1 1114	訪問型サービスⅠ・同一	事業対象・要支援1・2(週1回程度)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	1,051	
A1 1115	訪問型サービスⅠ・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供者を配置している場合 × 70%		736	
A1 2111	訪問型サービスⅠ日割			38	1日につき
A1 2113	訪問型サービスⅠ日割・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供者を配置している場合 × 70%		27	
A1 2114	訪問型サービスⅠ日割・同一	事業対象・要支援1・2(週1回程度)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	34	
A1 2115	訪問型サービスⅠ日割・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供者を配置している場合 × 70%		24	
A1 1211	訪問型サービスⅡ			2,335	1月につき
A1 1213	訪問型サービスⅡ・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供者を配置している場合 × 70%		1,635	
A1 1214	訪問型サービスⅡ・同一	事業対象・要支援1・2(週2回程度)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	2,102	
A1 1215	訪問型サービスⅡ・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供者を配置している場合 × 70%		1,472	
A1 2211	訪問型サービスⅡ日割			77	1日につき
A1 2213	訪問型サービスⅡ日割・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供者を配置している場合 × 70%		54	
A1 2214	訪問型サービスⅡ日割・同一	事業対象・要支援1・2(週2回程度)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	69	
A1 2215	訪問型サービスⅡ日割・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供者を配置している場合 × 70%		49	
A1 1321	訪問型サービスⅢ			3,704	1月につき
A1 1323	訪問型サービスⅢ・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供者を配置している場合 × 70%		2,593	
A1 1324	訪問型サービスⅢ・同一	事業対象・要支援2(週2回を超える程度)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	3,334	
A1 1325	訪問型サービスⅢ・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供者を配置している場合 × 70%		2,334	
A1 2321	訪問型サービスⅢ日割			122	1日につき
A1 2323	訪問型サービスⅢ日割・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供者を配置している場合 × 70%		85	
A1 2324	訪問型サービスⅢ日割・同一	事業対象・要支援2(週2回を超える程度)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	110	
A1 2325	訪問型サービスⅢ日割・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供者を配置している場合 × 70%		77	
A1 8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算			1月につき
A1 8001	訪問型サービス特別地域加算日割		所定単位数の15% 加算		
A1 8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の15% 加算		
A1 8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の10% 加算		
A1 8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の10% 加算		1月につき
A1 8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割		所定単位数の5% 加算		
A1 4001	訪問型サービス初回加算	二 初回加算	所定単位数の5% 加算		
A1 4002	訪問型サービス生活機能向上加算	ホ 生活機能向上連携加算	200単位加算	200	
A1 6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ		100単位加算	100	1月につき
A1 6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の88/1000加算		
A1 6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の48/1000加算		
A1 6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の90%加算 (2)で算定した単位数の80%加算		

2. 大分市訪問型サービス(国基準型・旧来の介護予防訪問介護相当・平成27年4月1日以降指定)サービスコード表(案)

サービスコード		サービス内容略称		算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービスI	訪問型独自サービスI	事業対象、要支援1・2 (週1回程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	1,168	1月につき
A2	1113	訪問型独自サービスI・初任	訪問型独自サービスI・初任	1,168単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	818	1月につき
A2	1114	訪問型独自サービスI・同一	訪問型独自サービスI・同一	1,168単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	1,051	1月につき
A2	1115	訪問型独自サービスI・初任・同一	訪問型独自サービスI・初任・同一	1,168単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 70%	796	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービスII日割	訪問型独自サービスII日割	事業対象、要支援1・2 (週1回程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	38	1日につき
A2	2113	訪問型独自サービスII日割・初任	訪問型独自サービスII日割・初任	38単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	27	1日につき
A2	2114	訪問型独自サービスII日割・同一	訪問型独自サービスII日割・同一	38単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	34	1日につき
A2	2115	訪問型独自サービスII日割・初任・同一	訪問型独自サービスII日割・初任・同一	38単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 70%	24	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービスII	訪問型独自サービスII	事業対象、要支援1・2 (週2回程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	2,335	1月につき
A2	1213	訪問型独自サービスII・初任	訪問型独自サービスII・初任	2,335単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	1,635	1月につき
A2	1214	訪問型独自サービスII・同一	訪問型独自サービスII・同一	2,335単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	2,102	1月につき
A2	1215	訪問型独自サービスII・初任・同一	訪問型独自サービスII・初任・同一	2,335単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 70%	1,472	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービスII日割	訪問型独自サービスII日割	事業対象、要支援1・2 (週2回程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	77	1日につき
A2	2213	訪問型独自サービスII日割・初任	訪問型独自サービスII日割・初任	77単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	54	1日につき
A2	2214	訪問型独自サービスII日割・同一	訪問型独自サービスII日割・同一	77単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	69	1日につき
A2	2215	訪問型独自サービスII日割・初任・同一	訪問型独自サービスII日割・初任・同一	77単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 70%	49	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービスIII	訪問型独自サービスIII	事業対象、要支援2 (週2回を超える程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	3,704	1月につき
A2	1323	訪問型独自サービスIII・初任	訪問型独自サービスIII・初任	3,704単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	2,593	1月につき
A2	1324	訪問型独自サービスIII・同一	訪問型独自サービスIII・同一	3,704単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	3,334	1月につき
A2	1325	訪問型独自サービスIII日割・初任・同一	訪問型独自サービスIII日割・初任・同一	122単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 70%	2,334	1日につき
A2	2321	訪問型独自サービスIII日割	訪問型独自サービスIII日割	122単位		122	1日につき
A2	2323	訪問型独自サービスIII日割・初任	訪問型独自サービスIII日割・初任	122単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 70%	86	1日につき
A2	2324	訪問型独自サービスIII日割・同一	訪問型独自サービスIII日割・同一	122単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	110	1日につき
A2	2325	訪問型独自サービスIII日割・初任・同一	訪問型独自サービスIII日割・初任・同一	122単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 70%	77	1日につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の15%加算		1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算I	訪問型独自サービス特別地域加算I	特別地域加算	所定単位数の15%加算		1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算I	訪問型独自サービス小規模事業所加算I	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算		1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算I	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算I	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算		1日につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	訪問型独自サービス初回加算	二 初回加算	所定単位数の20%加算	200	1月につき
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算	訪問型独自サービス生活機能向上加算	ホ 生活機能向上連携加算	所定単位数の100%加算	100	1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算I	訪問型独自サービス処遇改善加算I	ハ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の96/1000加算		1月につき
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算II	訪問型独自サービス処遇改善加算II	ハ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の48/1000加算		1月につき
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算III	訪問型独自サービス処遇改善加算III	ハ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(2)で算定した単位数の90%加算		1月につき
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算IV	訪問型独自サービス処遇改善加算IV	ハ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(2)で算定した単位数の80%加算		1月につき

3. 大分市訪問型サービス(基準緩和型・緩和した基準によるサービス)サービスコード表(案)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率		合成算定 単位数	
種類	項目						
A3	1001	訪問型サービス(緩和型) I	イ 訪問型 サービス費 (緩和型) (I)	事業対象者・要支援1 (週2回以内) (20分以上45分未満) 187単位	90%	187	
A3	1002				80%		
A3	1003				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	90%	168
A3	1004					80%	
A3	1005	訪問型サービス(緩和型) II	ロ 訪問型 サービス費 (緩和型) (II)	要支援2(週3回以内) (20分以上45分未満) 187単位	90%	187	
A3	1006				80%		
A3	1007	訪問型サービス(緩和型) II・同一	ハ 訪問型 サービス費 (緩和型) (III)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	90%	168	
A3	1008				80%		
A3	1009	訪問型サービス(緩和型) III	ヘ 訪問型 サービス費 (緩和型) (IV)	事業対象者・要支援1 (週2回以内) (45分以上60分程度) 220単位	90%	220	
A3	1010				80%		
A3	1011	訪問型サービス(緩和型) III・同一	ニ 訪問型 サービス費 (緩和型) (IV)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	90%	198	
A3	1012				80%		
A3	1013	訪問型サービス(緩和型) IV	ホ 初回加算	200単位加算	90%	220	
A3	1014				80%		
A3	1015	訪問型サービス(緩和型) IV・同一			90%	198	
A3	1016				80%		
A3	1017	訪問型サービス(緩和型)初回加算			90%	200 1月につき	
A3	1018				80%		

4. 大分市運所少一ビス(園遊場型・旧来の介護予防運所介護利当)少一ビスコード表(案)

少一ビスコード	少一ビス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位数
A5 1111	運所少一ビスI	事業対象者・要支援1(運1(回復度))	1,647単位	1月につき
A5 1112	運所少一ビスI日割		54単位	1日につき
A5 1121	運所少一ビスII	事業対象者・要支援2(運2回)	3,377単位	1月につき
A5 1122	運所少一ビスII日割		111単位	1日につき
A5 8110	運所少一ビス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者への 少一ビス提供加算	所定単位数の5%加算	1月につき
A5 8111	運所少一ビス中山間地域等提供加算日割		所定単位数の5%加算	1日につき
A5 6109	運所少一ビス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算	240単位加算	
A5 6105	運所少一ビス同一建物減算I	事務所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に運所少一ビ ス(少一ビス)を行う場合	376単位減算	
A5 6106	運所少一ビス同一建物減算2		762単位減算	
A5 5010	運所若年性高向上グループ活動加算	生活機能向上グループ活動加算	100単位加算	
A5 5002	運所少一ビス運動機能向上加算	二 運動機能向上加算	225単位加算	
A5 5003	運所少一ビス栄養改善加算	二 栄養改善加算	150単位加算	
A5 5004	運所少一ビス口腔機能向上加算	ホ 口腔機能向上加算	150単位加算	
A5 5006	運所少一ビス事業所評価加算	事業所評価加算	480単位加算	
A5 6107	運所少一ビス提供体制強化加算(1)11	(1)少一ビス提供体制強化加算(1)イ	72単位加算	
A5 6108	運所少一ビス提供体制強化加算(1)12		144単位加算	
A5 6101	運所少一ビス提供体制強化加算(1)21	(2)少一ビス提供体制強化加算(1)ロ	48単位加算	
A5 6102	運所少一ビス提供体制強化加算(1)22		96単位加算	
A5 6103	運所少一ビス提供体制強化加算(1)31	(3)少一ビス提供体制強化加算(1)イ	24単位加算	
A5 6104	運所少一ビス提供体制強化加算(1)32		48単位加算	
A5 6110	運所少一ビス処遇改善加算I	(1)介護職員処遇改善加算(1)	所定単位数の40/1000加算	
A5 6111	運所少一ビス処遇改善加算II	(2)介護職員処遇改善加算(2)	所定単位数の22/1000加算	
A5 6113	運所少一ビス処遇改善加算III	(3)介護職員処遇改善加算(3)	(2)で算定した単位数の90%加算	
A5 6115	運所少一ビス処遇改善加算IV	(4)介護職員処遇改善加算(4)	(2)で算定した単位数の80%加算	

定員超過の場合

少一ビスコード	少一ビス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位数
A5 8001	運所少一ビスI・定規	事業対象者・要支援1	1,647単位	1月につき
A5 8002	運所少一ビスI日割・定規		54単位	1日につき
A5 8011	運所少一ビスII・定規		3,377単位	1月につき
A5 8012	運所少一ビスII日割・定規		111単位	1日につき

定員超過の場合 × 70%

看護・介護職員が欠員の場合

少一ビスコード	少一ビス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位数
A5 9001	運所少一ビスI・人欠	事業対象者・要支援1	1,647単位	1月につき
A5 9002	運所少一ビスI日割・人欠		54単位	1日につき
A5 9011	運所少一ビスII・人欠		3,377単位	1月につき
A5 9012	運所少一ビスII日割・人欠		111単位	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合 × 70%

5. 大分市通所型サービス(国基準型・旧来の介護予防通所介護相当・みなし指定)サービスコード表(案)

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
A6	1111	通所型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	1,647単位	1,647	1月につき
A6	1112	通所型独自サービスⅠ日割	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	54単位	54	1日につき
A6	1121	通所型独自サービスⅡ	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	3,377単位	3,377	1月につき
A6	1122	通所型独自サービスⅡ日割	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	111単位	111	1日につき
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算		1月につき
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等提供加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算		1日につき
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算	240単位加算	240	1月につき
A6	6105	通所型独自サービス同一建物加算Ⅰ	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から出立する時に通所型サービス(独自)を行う場合	378単位加算	-378	1月につき
A6	6108	通所型独自サービス同一建物加算Ⅱ	同一建物に居住する者又は同一建物から出立する時に通所型サービス(独自)を行う場合	752単位加算	-752	1月につき
A6	5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	生活活動向上グループ活動加算	100単位加算	100	1月につき
A6	5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算	225単位加算	225	1月につき
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ニ 栄養改善加算	150単位加算	150	1月につき
A6	5004	通所型独自サービス認知機能向上加算	ホ 認知機能向上加算	150単位加算	150	1月につき
A6	5006	通所型独自サービス介護加算Ⅰ	ス 介護加算Ⅰ	480単位加算	480	1月につき
A6	5007	通所型独自サービス介護加算Ⅱ	セ 介護加算Ⅱ	480単位加算	480	1月につき
A6	5008	通所型独自サービス介護加算Ⅲ	ソ 介護加算Ⅲ	480単位加算	480	1月につき
A6	5000	通所型独自サービス事業所評価加算	ト 事業所評価加算	700単位加算	700	1月につき
A6	5005	通所型独自サービス事業所評価加算	ト 事業所評価加算	120単位加算	120	1月につき
A6	6107	通所型独自サービス連携体制加算(Ⅰ)Ⅰ	チ 連携体制加算(Ⅰ)Ⅰ	72単位加算	72	1月につき
A6	6108	通所型独自サービス連携体制加算(Ⅰ)Ⅱ	チ 連携体制加算(Ⅰ)Ⅱ	144単位加算	144	1月につき
A6	6101	通所型独自サービス連携体制加算(Ⅰ)Ⅱ	チ 連携体制加算(Ⅰ)Ⅱ	48単位加算	48	1月につき
A6	6102	通所型独自サービス連携体制加算(Ⅰ)Ⅱ	チ 連携体制加算(Ⅰ)Ⅱ	96単位加算	96	1月につき
A6	6103	通所型独自サービス連携体制加算(Ⅰ)Ⅱ	チ 連携体制加算(Ⅰ)Ⅱ	24単位加算	24	1月につき
A6	6104	通所型独自サービス連携体制加算(Ⅰ)Ⅱ	チ 連携体制加算(Ⅰ)Ⅱ	48単位加算	48	1月につき
A6	6110	通所型独自サービス処置改善加算Ⅰ	リ 介護職員処置改善加算Ⅰ	所定単位数の40/1000加算		1月につき
A6	6111	通所型独自サービス処置改善加算Ⅱ	リ 介護職員処置改善加算Ⅱ	所定単位数の22/1000加算		1月につき
A6	6113	通所型独自サービス処置改善加算Ⅲ	リ 介護職員処置改善加算Ⅲ	(2)で算定した単位数の80%加算		1月につき
A6	6115	通所型独自サービス処置改善加算Ⅳ	リ 介護職員処置改善加算Ⅳ	(2)で算定した単位数の80%加算		1月につき

定員超過の場合

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
A6	8001	通所型独自サービスⅠ・定額	イ 通所型独自サービスⅠ・定額	1,647単位	1,153	1月につき
A6	8002	通所型独自サービスⅠ日割・定額	イ 通所型独自サービスⅠ日割・定額	54単位	38	1日につき
A6	8011	通所型独自サービスⅡ・定額	イ 通所型独自サービスⅡ・定額	3,377単位	2,364	1月につき
A6	8012	通所型独自サービスⅡ日割・定額	イ 通所型独自サービスⅡ日割・定額	111単位	78	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
A6	9001	通所型独自サービスⅠ・欠	イ 通所型独自サービスⅠ・欠	1,647単位	1,153	1月につき
A6	9002	通所型独自サービスⅠ日割・欠	イ 通所型独自サービスⅠ日割・欠	54単位	38	1日につき
A6	9011	通所型独自サービスⅡ・欠	イ 通所型独自サービスⅡ・欠	3,377単位	2,364	1月につき
A6	9012	通所型独自サービスⅡ日割・欠	イ 通所型独自サービスⅡ日割・欠	111単位	78	1日につき

6. 通所型サービス(緩和型)サービスコード表(案)

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	算定項目		算定 単位	
			給付率	合成 単位数		
A7	1001	通所型サービス(緩和型) I	イ 通所型 サービス費(緩和 和)(I)	事業対象者・要支援1 (週1回以内) (9時間以上)	333	
A7	1002			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(緩和)を行う場合 70単位減算	90%	263
A7	1003				80%	
A7	1004			90%		
A7	1005	通所型サービス(緩和型) II	ロ 通所型 サービス費(緩和和) (II)	要支援2 (週2回以内) (9時間以上)	333	
A7	1006			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(緩和)を行う場合 70単位減算	90%	263
A7	1007				80%	
A7	1008			90%		

定員超過の場合

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	算定項目		算定 単位	
			給付率	合成 単位数		
A7	1011	通所型サービス(緩和型) I・定超	イ 通所型 サービス費(緩和和)(I)	事業対象者・要支援1 (週1回以内) (9時間以上)	233	
A7	1012			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(緩和)を行う場合 70単位減算	90%	163
A7	1013				80%	
A7	1014			90%		
A7	1015	通所型サービス(緩和型) II・定超	ロ 通所型 サービス費(緩和和)(II)	定員超過の 場合×70%	233	
A7	1016			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(緩和)を行う場合 70単位減算	90%	163
A7	1017				80%	
A7	1018			90%		

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	算定項目		算定 単位	
			給付率	合成 単位数		
A7	1021	通所型サービス(緩和型) I・人欠	イ 通所型 サービス費(緩和和)(I)	事業対象者・要支援1 (週1回以内) (9時間以上)	233	
A7	1022			看護・介護 職員が欠員 の場合× 70%	90%	163
A7	1023				80%	
A7	1024			90%		
A7	1025	通所型サービス(緩和型) II・人欠	ロ 通所型 サービス費(緩和和)(II)	事業対象者・要支援2 (週2回以内) (9時間以上)	233	
A7	1026			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(緩和)を行う場合 70単位減算	90%	163
A7	1027				80%	
A7	1028			90%		